

（設置）

第1条 生駒市の社会福祉事業の推進、社会福祉活動の育成と市民のふれあいを図り、福祉の増進に資するため、本市に福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 生駒市福祉センター

位置 生駒市さつき台2丁目6番地1

（指定管理者による管理）

第2条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定の手續）

第2条の3 指定管理者の指定に当たり、市長は、センターの管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

（1）市民の平等な利用が確保されること。

（2）センターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

（3）センターの管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

（管理の基準）

第2条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

（業務の範囲）

第2条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

（1）次条に規定する使用の許可、第5条に規定する使用許可の取消し等及び第11条に規定する入館の制限に関すること。

（2）第9条に規定する設備の許可に関すること。

（3）センターの維持管理に関すること。

（4）その他市長が必要と認める業務

（使用の許可）

第3条 センター（附属設備を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用の制限）

第4条 指定管理者は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき(指定管理者が特に認める場合を除く。)
- (3) センターを汚損するおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) センターが災害その他の理由により使用できなくなったとき。
- (4) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(本市の免責)

第6条 前条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に損害が生じることがあっても、本市及び指定管理者は、これに対して補償の責任を負わない。

(使用料)

第7条 センターの使用料は、無料とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備)

第9条 使用者は、使用に際し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は第5条の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(入館の制限)

第11条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、センターへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(損害の賠償)

第 12 条 使用者は、使用に際し、その責めに帰すべき理由により、センターを破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 2 年 5 月生駒市規則第 6 号で平成 2 年 6 月 1 日から施行)

(生駒市福祉健康センター条例の一部改正)

2 生駒市福祉健康センター条例(昭和 57 年 4 月生駒市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 9 年 10 月条例第 23 号)

この条例は、平成 9 年 11 月 10 日から施行する。

附 則(平成 12 年 9 月条例第 26 号)

この条例は、平成 12 年 10 月 7 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月条例第 19 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者の指定の手續に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為で、同日以後の使用に係るものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた許可等の処分その他の行為とみなす。

附 則(平成 23 年 12 月条例第 30 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(生駒市福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 8 条の規定による改正後の生駒市福祉センター条例第 4 条及び第 5 条の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用し、施行日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

## ○生駒市福祉センター条例施行規則（平成2年6月1日規則第8号）

（趣旨）

第1条 この規則は、生駒市福祉センター条例（平成2年3月生駒市条例第8号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（使用時間）

第2条 生駒市福祉センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、条例第2条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、これを変更することができる。

（休館日）

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月27日から翌年の1月5日までの日

（使用の許可申請）

第4条 条例第3条の規定によりセンター使用の許可を受けようとする者は、福祉センター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 申請書は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の1月前から7日前までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可書の交付等）

第5条 指定管理者は、センターの使用を許可したときは、福祉センター使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可書を使用中必ず携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 使用者がやむを得ない理由によりセンターを使用しなくなったときは、指定管理者に使用日の7日前までに福祉センター使用取消申請書（様式第3号）を提出し、その承認を受けなければならない。

（使用日の変更）

第6条 指定管理者は、許可書交付後に本市の公の行事が生じた場合、使用者に使用日を変更させることができる。

（使用期間の制限等）

第7条 使用期間は、引き続き3日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用時間には、センターを使用するための準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(使用者等の遵守事項)

第8条 使用者及び入館者は、センター内において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を得ないで附属設備を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 許可を得ないで建物等にはり紙をしないこと。
- (4) 公共の保安、衛生又は風紀上障害となる行為をしないこと。
- (5) 使用を終了したときは、係員の点検を受けること。
- (6) 係員の指示に従うこと。

(施行の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(生駒市福祉健康センター条例施行規則の一部改正)

2 生駒市福祉健康センター条例施行規則(昭和57年4月生駒市規則第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成4年7月規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の生駒市健康センター条例施行規則、生駒市福祉センター条例施行規則、生駒市立老人憩の家条例施行規則、生駒市立親和公園会館条例施行規則、生駒市立小平尾南隣保館管理運営規則、生駒市立小平尾南老人憩の家条例施行規則、生駒市高山竹林園条例施行規則、生駒市たけのいこま荘条例施行規則及び生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の様式第1号による申請書は、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成4年8月規則第25号)

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則(平成5年2月規則第1号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成 14 年 7 月規則第 26 号)

この規則は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 4 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

様式 (略)